

# 対象者

以下の条件を全て満たすかた

- ・ 装着するかたが申請時に深谷市民でありかつ18歳以下であること
- ・ 歯科医療機関で作ること
- ・ マウスガードの装着が競技規則で義務付けられている以下のスポーツ競技者であること

ラグビー／アイスホッケー／フィールドホッケー／ラクロス／アメリカンフットボール  
ボクシング／キックボクシング／総合格闘技／空手／テコンドー

# 交付額

予算総額 1,000,000 円

作るのにかかる費用の 1/2

- ・ 初めてこの制度を申請するかたは上限 5,000 円相当額
- ・ 2回目以降に申請する場合は上限 2,000 円相当額
- ・ 1人につき1年度あたり1回まで申請可能
- ・ 交付額は 1,000 円未満切捨て
- ・ 交付は予算の範囲内で先着順に交付

# 申請方法

市役所に行くことなく申請から交付まで完結

- ① 深谷市電子・届出サービス「マウスガード作製補助交付申請」に必要事項を入力して申請（本人確認書類の写真を添付）



- ③ 歯科医療機関においてマウスガードを作る



- ④ 深谷市電子・届出サービス「マウスガード作製報告」に必要事項を入力して提出（歯科医療機関から発行される領収書の写真・マウスガードを実際に装着している写真を添付）※マウスガードを装着している写真は今後の事業啓発ポスターに掲載されることがあります。



- ② メールで交付決定通知及び深谷市電子・届出サービス「マウスガード作製報告」の書式を受理
- ⑤ アプリ「chiica」に「深谷市地域通貨ネギー」を付与

スポーツによる口腔外傷はマウスガードで予防しましょう  
マウスガードを作ったかたに「深谷市地域通貨ネギー」を交付します

問合せ

深谷市教育委員会生涯学習スポーツ振興課

住所：深谷市仲町11-1 / 電話：048-572-9581 / メール：syogai@city.fukaya.saitama.jp